

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	上下水道使用者管理及び給水装置工事管理ファイル	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	阪南水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道使用者管理：上下水道の使用開始・中止、水道の用途や使用料、水道料金・下水道使用料の徴収、水道メーターの取替等の状況を管理し、営業業務に利用するため 給水装置工事管理：給水装置工事の申込、設計審査の申請及び給水装置工事の設置状況を管理するため	
記録項目	上下水道使用者管理 1. 整理番号、2. 世代番号、3. 閉開栓状況、4. 使用状況、5. 精算状況、6. 停水状況、7. 給水装置情報（検針順路、配水区分、設備住所、計量方法、メーター徴収有無、現場情報（メーター位置、現場メモ、その他）、下水区分、所有者情報（住所、氏名、電話番号）、メーター取替不能理由、竣工状態）、8. メーター情報（種別、口径、番号、取付指針、取付日、取付理由、検満年月、工事業者、取外日、取外指針）、旧メーター情報（種別、口径、番号、取外日、取付理由、取外指針、検満年月））、9. 使用者情報（氏名、行政区、電話番号、送付先有無、送付先（住所、氏名、電話番号）、検針票送付区分、徴収区分、口座情報（金融機関名、支店名、種目、口座番号、名義）、用途、課税区分、加入戸数、使用戸数、使用開始日、開始指針、休止日、休止理由、中止日）、10. メモ（滞納状況、交渉記録、検針状況、その他使用者に係る記録事項）、11. 検針調定情報（検針日、指針、水量、下水水量、調定日、上下水調定額）、12. 収納情報（調定水量、上下水調定額、上下水収納額、収納日、収納方法、未収額） 給水装置工事管理 【水道使用者】 1. 概要（水栓番号、メータ番号、家屋番号、市町村名、配水系統、給水区域、給水形態、給水方式、建物区分）、2. 使用者情報（使用者郵便番号、使用者住所、使用者方書1、使用者方書2、使用者名、使用者フリガナ、使用者電話番号）、3. 所有者情報（上記「上下水道使用者管理」を引用）、4. 開栓情報（上記「上下水道使用者管理」を引用）、5. 検針情報（上記「上下水道使用者管理」を引用）、6. 料金情報（上記「上下水道使用者管理」を引用）、7. 納付情報（上記「上下水道使用者管理」を引用）、8. 下水情報（上記「上下水道使用者管理」を引用）、9. 調定情報（上記「上下水道使用者管理」を引用）、10. 連携データ情報（上記「上下水道使用者管理」を引用）、11. 申請情報（上記「上下水道使用者管理」を引用）、12. その他（上記「上下水道使用者管理」を引用）	
記録範囲	給水契約者（昭和64年1月1日契約分以降）	
記録情報の収集方法	住民等からの給水申込、官公署への公用請求	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁（下水道使用料徴収事務を受託した市町村に限る。）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団経営管理部経営企画課	
	（所在地）〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団阪南水道センター	
	（所在地）阪南市鳥取74番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有（給水装置工事管理） ☒ 無（上下水道使用者管理）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	8 要配慮個人情報について含まないとしているのは、当センターが保有している個人情報が、刑事事件に関する手続きに着手されたものか認識できないため「含まない」としています。（阪南市からDV等の疑い等を理由に要配慮依頼されている個人情報も含まれています。これは、その個人情報が刑事事件着手された案件か当センターでは認識不可能であるためです）